

(第100号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
第1条 （略） （議員報酬の額） 第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額（以下「議員報酬月額」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table><tr><td>議長</td><td>886,400円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>751,100円</td></tr><tr><td>委員長</td><td>643,700円</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>614,400円</td></tr><tr><td>上記以外の議員</td><td>585,200円</td></tr></table> 第3条～第6条 （略） 附 則 （略） 附 則 <u>この条例は、平成24年1月1日から施行する。</u>	議長	886,400円	副議長	751,100円	委員長	643,700円	副委員長	614,400円	上記以外の議員	585,200円	第1条 （略） （議員報酬の額） 第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額（以下「議員報酬月額」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table><tr><td>議長</td><td>888,200円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>752,700円</td></tr><tr><td>委員長</td><td>645,000円</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>615,700円</td></tr><tr><td>上記以外の議員</td><td>586,400円</td></tr></table> 第3条～第6条 （略） 附 則 （略）	議長	888,200円	副議長	752,700円	委員長	645,000円	副委員長	615,700円	上記以外の議員	586,400円
議長	886,400円																				
副議長	751,100円																				
委員長	643,700円																				
副委員長	614,400円																				
上記以外の議員	585,200円																				
議長	888,200円																				
副議長	752,700円																				
委員長	645,000円																				
副委員長	615,700円																				
上記以外の議員	586,400円																				

(参 考)

第2条関係	議 長	副議長	委員長	副委員長	議 員
現 行	888,200	752,700	645,000	615,700	586,400
改正案	886,400	751,100	643,700	614,400	585,200
差	△1,800	△1,600	△1,300	△1,300	△1,200